

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成21年1月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリングオフ規定を設けるべきである。

理由

消費生活センターには、通信・放送サービスの契約に関する
トラブルの相談が多数寄せられている。

特に高齢者への訪問、電話勧誘では、どこ、何の
契約をしたのかもわからないという事も少なくはない。

電気通信サービスは、料金等のサービス内容が複雑であり、
消費者保護の観点からもクーリングオフ規定の必要性を感じる。